

別 添 5

(法第 33 条第 1 項第 10 号基準関係)

- 令第 28 条の 3 ただし書の運用に当たっては、開発区域外にある公園、緑地及び河川等に隣接する部分はその幅員の 2 分の 1 を緩衝帯の幅員に算入できるものとする。

*** 参 考**

令第 28 条の 3

騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがある予定建築物等の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては、4メートルから 20メートルまでの範囲内で開発区域の規模に応じて建設省令で定める幅員以上の緑地帯その他の緩衝帯が開発区域の境界にそつてその内側に配置されていなければならない。ただし、開発区域の土地が開発区域外にある公園、緑地、河川等に隣接する部分については、その規模に応じ、緩衝帯の幅員を減少し、又は緩衝帯を配置しないことができる。